

令和6年(2024年)5月29日

同性カップルの住民票の続柄についての声明

Rainbow Fellows Nagano

代表 みや

私たちは、長野県内で、LGBTQの困難解消のために活動している、当事者とアライのグループです。

5月2日、長崎県大村市で、同性カップルの住民票の続柄を「夫(未届)」とすることが認められました。

大村市長は、「パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体として、自治体の裁量の中で、できることについては、できる限りの対応を現場で確認して対応した」と話しています。

LGBTQの人々は、婚姻当事者の法令上の性別の組合せを男女に限定する現在の制度によって、パートナーとの関係を、法的には認められずにいます。

今回の大村市の対応は、LGBTQが置かれている困難な状況を、自治体の裁量の範囲で、適切に緩和するもので、高く評価できるものです。

長野県は、昨年8月、性的マイノリティが、大切なパートナーとともにその人らしい人生を送ることができるよう、生活上の障壁を取り除くことを目指して、パートナーシップ届出制度を導入しました。

これに先立ち、令和4年10月の第3回「県と市町村のジェンダーに関する施策の研究會」では、「市町村は、それぞれの実情に応じて、県の証明書を活用した性的マイノリティの方々の支援施策の可否を検討し、できるところから順次実施していく。」と合意されています。

以上を踏まえ、長野県内の77の市町村におかれましては、夫婦と同様の生活実態のある同性カップルについて、住民票の続柄を「夫(未届)」「妻(未届)」とすることを認める取扱いをすることを求めます。

あわせて、国に対しては、早急に、婚姻制度を性別の組合せを問わないものに改めるよう求めるものです。

問合せ先

〒399-8201 安曇野市豊科南穂高504番地17

唐澤佳秀法律事務所

弁護士 宮井麻由子(弊団体法律顧問)

電話 0263-87-3892